

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための  
施策に関する基本的な計画（第5次）」（案）に対する意見募集について

令和3年4月30日  
内閣府

平成30年7月27日に子ども・若者育成支援推進本部において決定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」（以下「第4次基本計画」という。）は、3年後を目途に見直すものとされており、

このたび、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」（案）（以下「第5次基本計画」（案）という。）を取りまとめました。

つきましては、第5次基本計画（案）について、広く国民の皆様から御意見を募集します。

## 1 背景

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）第8条により、子ども・若者育成支援推進本部にて定めるものとされており、現行の第4次基本計画の「第6の4 基本計画の見直し等」において3年後を目途に同計画を見直すものとされており、

令和3年4月28日、有識者からなる「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」から同計画の見直しに向けた提言を受け、第5次基本計画（案）を別紙1のとおり、取りまとめました。

## 2 意見募集要領

意見募集対象は、別紙1の第5次基本計画（案）であり、意見募集の提出期限は令和3年5月13日（木）です。

なお、第5次基本計画（案）は電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口においても配布します。

詳細については、別紙2の意見募集要領を御覧ください。

お寄せいただいた御意見は、第5次基本計画の策定に当たり参考とさせていただきます。

### 【連絡先】

内閣府政策統括官（政策調整担当）付  
青少年環境整備担当 岡部専門職、山下主査  
TEL:03-6257-1443  
FAX:03-6257-1905